

学校法人石川高等学校サッカー部後援会規約

第1条 名称

本会は学校法人石川高等学校サッカー部後援会と称し、事務局を学校法人石川高等学校内におく。

第2条 所在地

本会を次の所在地におく。福島県石川郡石川町字大室502番地

第3条 目的

本会は学校法人石川高等学校サッカー部の活動の趣旨を理解し、監督、コーチ、スタッフ及び学校法人石川高等学校サッカー部保護者会との連携をはかり、サッカー部を支援することを目的とする。

第4条 事業

試合の応援 応援グッズの作製 OB会の開催 激励会の開催
卒業生の送別会等の開催 その他目的を達成するために必要な事業

第5条 会員と会費

会員は本会の目的及び事業内容に賛同し、後援会会費を納めたものとする。

会員の種別と会費は以下のとおりとする。

会費の納入は1口以上とし、1口以上であれば口数、金額は問わない。

- | | |
|-------------------|--------------|
| 1) 現役部員の保護者 | 年会費1口 1,000円 |
| 2) OB | 年会費1口 1,000円 |
| 3) OBの保護者 | 年会費1口 1,000円 |
| 4) 本会の目的に賛同する一般個人 | 年会費1口 1,000円 |
| 5) 本会の目的に賛同する法人 | 年会費1口 5,000円 |

第6条 役員

本会に次の役員をおく。

- | | |
|---------|-----|
| 1) 会長 | 1名 |
| 2) 副会長 | 2名 |
| 3) 事務局長 | 1名 |
| 4) 会計 | 2名 |
| 5) 会計監査 | 2名 |
| 6) 世話役 | 若干名 |

第7条 役員選出及び任期

役員は会員のうちから総会において選出し、任期は1年とする。
但し、再任は妨げない。

第8条 役員の任務

- 1) 会長は本会を代表して会務を統括する。
- 2) 副会長は会長を補佐する。
- 3) 事務局長は会長の指示により会務を分担するとともに、整理する。
- 4) 会計は財務を執行する。
- 5) 会計監査は会計状況を監査する。
- 6) 世話役は行事、広報、会員への連絡等を担当する。

第9条 会議

会議は総会及び役員会とする。

総会は年1回とする。但し、会長が必要と認めた場合は臨時に招集することができる。役員会は会長が必要と認めた時に招集する。

第10条 会計

- 1) 本会の会計は、会費、寄付金及びその他の収入によりまかなう。
- 2) 会計年度は4月1日より翌年3月31日までとする。

第11条 設立年月日

本会の設立年月日は平成27年5月10日とする。

附 則

本規約は、平成27年5月10日より施行する。